

八尾市骨髄バンクドナー支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。）において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下「ドナー」という。）に対し、八尾市骨髄バンクドナー支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、ドナーの経済的負担の軽減を図ることにより、骨髄等を提供しやすい環境を整え、もって骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、ドナーであって、骨髄等の採取が行われた日において市内に住所を有する者とする。ただし、当該骨髄等の提供について他の地方公共団体等から類似の補助を受け、又は受けようとする者は給付対象者としなない。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、予算の範囲内において、7日を超えない範囲内で当該ドナーが次のいずれかに該当する骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。）に要した日数に2万円を乗じて得た額とする。

- (1) 健康診断に係るもの
- (2) 自己血採血に係るもの
- (3) 骨髄等の採取に係るもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(給付の申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める必要書類を市長に提出しなければならない。

(給付の決定等)

第6条 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第7条 支援金の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(給付決定の取消し等)

第8条 市長は、第6条の規定により支援金の給付の決定（以下「給付決定」という。）を受けた者について、給付対象者でなかったこと又は虚偽その他不正な手段により給付決定を受けたことが確認できた場合は、当該給付決定を取り消し、既に給付した支援金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(様式)

第9条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、同日以後の日に骨髄等の採取が行われた場合における当該採取のための通院等について適用する。